○法務省告示第三百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社鈴木防水	神奈川県横須賀市追浜東町三丁目七十一番地十七	防水施工

○法務省告示第三百四十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社カネショウ	茨城県笠間市南小泉五百十九番地の十一	型枠施工

○法務省告示第三百四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社メイユー	長野県茅野市金沢五千八百四番地二	機械加工

○法務省告示第三百四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社星秀社	栃木県小山市大字外城九十番地六	塗装
日本ニュークローム株式会社	埼玉県川越市芳野台二丁目八番地二十四	めっき
株式会社Ｕｎｉｃｏ	神奈川県鎌倉市城廻五百二十三番地一	防水施工
高村工業株式会社	静岡県御殿場市板妻二十一番地	金属プレス加工

○外務省告示第二百五号

平成二十七年六月十日にヌクアロファで、国内輸送船用埠頭改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国内輸送船用埠頭改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十三億二千万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　沼田行雄在トンガ大使

トンガ側　サミュエラ・アキリシ・ポヒヴァ首相兼外務貿易大臣兼教育・訓練大臣

平成二十七年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六号

一　カナダ政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十六年五月十四日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にカナダについて効力を生じた。

二　ブルガリア共和国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十六年九月二日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にブルガリア共和国について効力を生じた。

三　アルジェリア民主人民共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の加入書を平成二十六年九月十七日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。よって、同議定書は、寄託の日にアルジェリア民主人民共和国について効力を生じた。

四　セルビア共和国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十六年十月八日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にセルビア共和国について効力を生じた。

五　ルクセンブルク大公国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の承認書を平成二十七年二月三日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。よって、同議定書は、寄託の日にチェコ共和国について効力を生じた。

六　ポツワナ共和国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された「郵便送金業務に関する約定」の加入書を平成二十六年十二月一日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。よって、同約定は、寄託の日にポツワナ共和国について効力を生じた。

七　ポーランド共和国政府は、平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十七年一月五日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にポーランド共和国について効力を生じた。

八　チェコ共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の承認書を平成二十七年二月三日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。よって、同議定書は、寄託の日にチェコ共和国について効力を生じた。

九　パラグアイ共和国政府は、平成十六年十月五日にブカレストで作成された「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」及び平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の承認書並びに平成二十四年十月十一日にドーハで作成された次に掲げる諸文書の加入書を平成二十七年三月十日に万国郵便連合国際事務局に寄託した。

(一)　万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

(二)　万国郵便条約

(三)　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にパラグアイ共和国について効力を生じた。

（平成二十七年五月二十七日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十七年六月二十三日

外務大臣　岸田　文雄